

沖縄県企業局の水道料金改定に関する意見書

去る9月28日開催の沖縄県企業局受水事業体説明会において、企業局水道料金（以下「受水費」という。）を改定したいとの提示があった。その理由として、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって料金を維持しつつ水の安定供給に努めてきたが、老朽化施設の更新や昨今の電気料金の上昇等も相まって経営状況が急激に悪化し、安定給水に支障を来すことが見込まれるとのことである。

諸般の事情を考慮すると、受水費改定は水道用水の安定供給継続のためにやむを得ないものと思われる。しかしながら、令和6年10月から段階的に現行料金を約3割増額する今回の改定案については、県内28の受水事業体や水道使用者である市民、県民及び事業者などへ与える影響が大きいものと懸念せざるを得ない。長引く物価高騰に苦しむ多くの市民県民の生活に十分に配慮する必要があると考える。

よって、本市議会は、今般の県企業局料金改定に関して、県民生活及び事業者の経済活動への影響をより軽減できるよう、予定されている改定料金や実施時期について、以下のとおり要請する。

記

- 一、料金算定の各費用について精査を行い、改定料金の圧縮（値下げ）を図ること。
 - 一、急激な料金の値上げは、物価高騰の中で市民生活に与える影響が大きいことから、市民、県民及び事業者の負担感を軽減する段階的な対応を図ること。
 - 一、次年度からの改定については、先送りとすること。受水事業体における料金算定の事務作業及び審議会や議会への対応に時間を要することから、実施時期を令和7年度以降に先送りすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月21日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事